

J I H F S 健康食品 G M P 規範に対する薬業健康食品研究会の考え方

薬業健康食品研究会・G M P委員会 070316 作成

J I H F S 健康食品 G M P 規範		薬業健康食品研究会の考え方
第 1 条	目的	薬業健康食品研究会の考え方
第 2 条	意義	<ul style="list-style-type: none"> 「健康食品」は巻末の用語集に記載されますが、「健康食品」の定義は条文（2条あるいは3条）に入れたらどうでしょうか。「明らか食品は除く」を記せばさらに良いと考えます。
第 3 条	製造業者の責任	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品 G M P（第6条）は一般職員までG M P組織体制化されています。食品の場合、一般職員までは不要だと思われますが、それら作業者を管理する者、例えば作業責任者まではG M P組織体制に入れるべきではないでしょうか。 あらかじめ指定した者の位置付けを組織体制の中に明確化すべきと考えます。
第 4 条	製品標準書	
第 5 条	総括管理者の業務	
第 6 条	製造管理基準書	
第 7 条	製造管理責任者の業務	<ul style="list-style-type: none"> 現状、原材料のリテストを行っていると考えます。リテストの定義を示し、原材料の使用期限についての考え方を記したらどうでしょうか。
第 8 条	原料、中間製品、再生材料、包装材料の取扱いと保管	
第 9 条	工程管理	
第 10 条	包装及び表示義務	
第 11 条	バリデーション	<ul style="list-style-type: none"> 「あらかじめ指定した者」もG M P組織体制に入れたらどうでしょうか（第3条）。
第 12 条	品質管理基準書	

第 13 条	品質管理責任者の業務	・ 7 条から 10 条のコメントと同じ。
第 14 条	社内試験・委託試験機関	
第 15 条	試験方法	
第 16 条	試験記録	
第 17 条	試験成績書	
第 18 条	保管と流通	
第 19 条	回収	
第 20 条	苦情処理	
第 21 条	手直し加工	<p>① 「手直し加工」、「手直し包装」の定義・範囲の明確化が必要と考えます。 ② 「手直し加工」、「手直し包装」できる返品の範囲の明確化が必要と考えます。</p> <p>例えば</p> <p>手直し加工とは：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粒、カプセル、液などに再加工を加えることをいう。 ・ 手直し加工が可能な範囲は、受託製造会社の管理下の範囲と考え、受託工場を出荷した（トラックに載せた時点）以降は手直し加工できない。 ・ 手直し加工したものはロット追跡が可能にする。 ・ 賞味期限あるいはロット（特定できるもの）は手直し加工前と同じにする。 <p>手直し包装とは：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手直し包装は、委託業者の管理下にある倉庫等を出荷した以降はできない。
第 22 条	2 以上の製造所にわたる 製造	
第 23 条	製造衛生管理基準書	

		<ul style="list-style-type: none"> ・誰が教育訓練を実施するのか定められていないため、24条第一項に「製造業者は、あらかじめ指定した者に、手順書に基づき教育訓練をさせる」と定めるべきではないでしょうか。 ・「あらかじめ指定した者」もGMP組織体制に入れたらどうでしょうか（第3条）。
第25条	自己点検	<ul style="list-style-type: none"> ・「あらかじめ指定した者」もGMP組織体制に入れたらどうでしょうか（第3条）。
第26条	敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー物質や遺伝子組換え作物等の秤量作業は一室一作業が望ましいと考えます。
第27条	工場の建設と設計	
第28条	保守全般	
第29条	消毒剤と洗浄剤	
第30条	防虫及び防鼠	
第31条	給水	
第32条	配管	
第33条	トイレ設備	
第34条	手洗い施設	
第35条	ごみの廃棄	
第36条	装置と機器の衛生管理	
第37条	キャリフレーション	

J I H F S 健康食品G M P規範に対峙できない医薬品G M P条文について

医薬品G M P
薬業健康食品研究会の考え方

医薬品G M P	薬業健康食品研究会の考え方
第一条 趣旨	
第二条 定義	<ul style="list-style-type: none">・ロット、管理単位等は委託先との整合性が大切です。「用語の定義」も、医薬品G M Pと同様に条文（第2条）に入れるべきと考えます。
第六条 職員	<ul style="list-style-type: none">・医薬品G M P（第6条）は一般職員までG M P組織体質化されています。食品の場合、一般職員までは不要だと思われますが、それら作業者を管理する者、例えば作業責任者まではG M P組織体制に入れるべきではないでしょうか。
第十四条 変更の管理	<ul style="list-style-type: none">・クレーム等が製造に起因していないことを立証するための手段として異常・逸脱、変更管理が重要であり、トレセラビリティの観点からもこれらを、食品G M Pに取り込んだらどうでしょうか。
第十五条 逸脱の管理	